

2018埋計発第270号
2019年2月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
埋設事業部 埋設計画部長
室 本 純 孝

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替え
について

2018年4月2日付、2018埋計発第2号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設
事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、職制の改正による
役職名の変更に伴い、添付資料のとおり読み替えますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

現 行	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 特定事象発見時の通報</p> <p>1. 連絡責任者への通報 担当課長は、別表2に示す特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 なお、別表2に示す特定事象のうち、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部<u>運転課長</u>から通報を受け、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 また、原子力防災管理者は、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部<u>運転課長</u>から、埋設事業部の担当課長へ通報するよう濃縮事業部原子力防災管理者（所在地：六ヶ所村字尾駈）にあらかじめ依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 特定事象発見時の通報</p> <p>1. 連絡責任者への通報 担当課長は、別表2に示す特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 なお、別表2に示す特定事象のうち、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部<u>運転管理課長</u>から通報を受け、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 また、原子力防災管理者は、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部<u>運転管理課長</u>から、埋設事業部の担当課長へ通報するよう濃縮事業部原子力防災管理者（所在地：六ヶ所村字尾駈）にあらかじめ依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p>職制の改正による役職名の変更に伴う読み替え</p>